

子育て支援施設の設置及び管理に関する条例 の一部改正(案)についての背景と概要

条例改正の背景

我孫子市は、国が地域子育て支援拠点施設をすべての中学校区での設置を目指していることを受け、現在、我孫子地区に「子育て支援センター(にこにこ広場)」、天王台地区に「すくすく広場」、湖北地区に「わくわく広場」、新木・布佐地区に「すこやか広場」を市内の4地区に各1つの施設を設置しています。

市内で最初に設置されたのは「すくすく広場」で、平成14年9月に当時の市民会館2階(我孫子1855)に開館しました。続いて「わくわく広場」を平成15年9月に湖北台保育園隣に開館、「すこやか広場」を平成16年9月に当時の布佐市民センター本館内(布佐1-13-1)に開館、「子育て支援センター(にこにこ広場)」を平成21年1月にアビイクオーレ2階に開館しました。

なお、「すくすく広場」と「すこやか広場」は施設の老朽化、耐震性の問題から「すくすく広場」を平成19年1月に天王台南口に、「すこやか広場」を平成21年7月に布佐南小学校内にそれぞれ移転しました。

これまで、市内4施設を公立の施設として運営してきましたが、ここ数年は勤務する職員を募集しても、施設の運営に必要な人数が集まらない状況となっています。

このため、平成31年度は「わくわく広場」と「すこやか広場」の開設日を5日から3日に減らして運営しましたが、今年度についても施設勤務の職員が揃わず、1施設を閉館している現状です。

就学前のお子さんと保護者が身近に利用できる施設として、施設を設置していますが、現状としては安定して施設を開館できない状況が続いています。

令和3年7月からは、天王台地区にある川村学園女子大学附属保育園、新木・布佐地区にある布佐宝保育園(認定こども園)から地域子育て支援拠点事業を実施したいとの意向を受け、事業を実施する予定です。保育園や認定こども園内に施設を設置することで、人材が確保しやすく、保育の専門性を生かす事や、日常の保育との関連への配慮など保育園等がその環境や特性を生かして、地域に開かれた子育て支援を行うことができ、さらにコロナ禍での「新しい生活様式」にも対応できるものと考え、同じ地区にある「すくすく広場」及び「すこやか広場」を令和3年6月末で閉館を予定しています。

「すくすく広場」については施設を賃借していることから、令和3年4月から6月末までは原状回復するための工事を予定しています。

地域子育て支援拠点事業について

子育て支援施設で実施する、地域子育て支援拠点事業は、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤独感や不安感、負担感の増大等に対応するため、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場を提供することを目的として事業を実施しています。

実施形態

市町村が実施主体ですが、市が認めた者が実施できるとされており、社会福祉法人や NPO 法人、学校法人などが該当し、地域子育て支援拠点事業を実施することができます。

これからの子育て支援施設

湖北地区にある「わくわく広場」は、老朽化により隣接する湖北台保育園と共に建て替え、令和4年度に複合施設となります。令和3年7月からは湖北台保育園内の子育て支援施設として、施設名も「我孫子市湖北台保育園子育て支援センター」に変更する予定です。

保育園等は室内、室外共に子どもの年齢に合わせた遊ぶ環境や生活環境が整っています。園児と同じ場所で過ごすため、たくさんの子どもの姿を知ることができ、園で行う行事にも参加できます。また、保育士、栄養士などの専門職が配置されているため、保護者からの相談に対して専門的な立場からのアドバイスができます。保育園等は、人的にも物的にも子育て支援を行うための資源が整っています。

令和3年度から、園併設の子育て支援施設として地域子育て支援拠点事業を実施することで、保育園や認定こども園にある資源をより活かし、各子育て支援施設の特色を生かしながら地域の方たちの子育てを支援していきます。

すくすく広場・すこやか広場概要

名 称	我孫子市すくすく広場	我孫子市すこやか広場
所在地	天王台1-24-4(天王台駅南口 川村第13ビル5階)	布佐平和台5-1-1(布佐南小学校内)
施設区分	公立	公立

川村学園女子大学附属保育園・布佐宝保育園概要

名 称	川村学園女子大学附属保育園	布佐宝保育園
所在地	下ヶ戸997-2	布佐2318
施設区分	私立保育園	私立認定こども園

※場所は別紙「我孫子市内地図参照」